

インフルエンサーを活用した田村市産品のプロモーション事業業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託するインフルエンサーを活用した田村市産品のプロモーション事業業務を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 用語の定義

本仕様書において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）SNS

Instagram、Facebook、TikTok、X、YouTube、その他インターネット上で情報の発信、共有及び相互交流を行うためのサービスをいう。

（２）インフルエンサー

SNS において情報発信力を有し、自己の投稿により他者の行動又は認識に影響を及ぼし得る者をいう。

（３）フォロワー数

インフルエンサーが利用する SNS アカウントにおけるフォロワーの人数をいう。

（４）総フォロワー数

当該月に起用するインフルエンサー全員のフォロワー数の合計をいう。

3 目的

本業務は、首都圏の消費者を主な対象として、市産品の安全性に対する理解促進、認知拡大、魅力向上及び関係人口の創出を図るため、SNSで影響力を有し、かつ市のブランドや産品に共感・応援してくれる“ファン”となり得るインフルエンサーを選定・起用し、市産品を用いた体験を通じた動画による魅力発信をSNSを中心に展開することにより、市産品の購入・利用意欲を高め、地域イメージの向上及び市に対する風評の払拭を促進することを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

5 委託額

本業務の委託額上限は、3,999,600 円（消費税込）とする。

なお、委託額内訳は以下のとおりとするが、提案内容によっては市と受託者が協議のうえ決定する。

（１）インフルエンサー調査・選定	990,000 円
（２）インフルエンサーへの依頼・調整	1,650,000 円
（３）SNS 投稿の実施支援	1,359,600 円

6 業務内容

上記3の目的を踏まえ、受託者は以下の業務について企画・提案・実施すること。

○全体的事項

- ア. 市製品の安全性、魅力を首都圏に広く効果的に発信し、市製品の購入・利用意欲を高める内容とすること。
- イ. 業務の実施に当たっては、関係する事業者と連絡調整を密に行い、円滑な進行管理に努めること。
- ウ. 契約期間内の総投稿本数が30本以上となるよう、6か月間にわたり、インフルエンサーによるPR動画を毎月5本以上SNSへ投稿すること。
- エ. 必要に応じて委託者の意向徴取や協議を行い、事業目標達成に向けて最大限配慮すること。
- オ. 各事業間の連携や事業の進捗管理のため、スケジュールの提案を行うこと。

(1) インフルエンサー調査・選定

- ア. 本業務の目的及び発信方針を踏まえ、以下の観点を十分に考慮した上で市のブランドや製品に共感・応援してくれる“ファン”となり得るインフルエンサーの調査・選定を行うこと。
 - ①首都圏の消費者層への訴求力を有すること
 - ②インフルエンサーは毎月5人以上かつ総フォロワー数が100,000人以上となるように起用すること
 - ③各インフルエンサーのフォロワー数は10,000人以上とすること
 - ④本業務の趣旨を理解し、適切な発信が期待できること
 - ⑤公序良俗に反する発信履歴がないこと
 - ⑥本業務の目的に照らして不適切な利害関係がないこと
- イ. インフルエンサーは毎月選定し直すものとするが、既出のインフルエンサーの活用もありうる。よって、インフルエンサーの選定に当たっては事前に市と協議の上、PRする市製品、候補者及び起用理由、投稿スケジュールについて市の承認を得ること。

(2) インフルエンサーへの依頼・調整

- ア. 選定したインフルエンサーに対し、本業務の目的、発信内容、投稿条件、スケジュール等を説明し、投稿に係る依頼及び各種調整を行うこと。
あわせて、以下の事項について適切に対応すること。
 - ①発信内容、撮影・体験内容、投稿時期等の調整
 - ②投稿媒体、投稿回数、掲載期間等の調整
 - ③必要に応じた事前説明、資料提供、確認対応
 - ④投稿に係る留意事項、禁止事項、表現上の注意点の共有
 - ⑤市の確認を要する事項がある場合の事前調整
 - ⑥投稿素材の整理及び市の広報のための二次利用に係る調整
- イ. インフルエンサーとの連絡調整にあたっては、誤解や齟齬が生じないよう、内容を明確に伝達するとともに、円滑な進行管理を行うこと。

(3) SNS投稿の実施支援

- ア. インフルエンサーによるSNS投稿が円滑かつ効果的に実施されるよう、以下を含む必要な支援を行うこと。
 - ①投稿に必要な市産品、素材、情報、案内等の提供
 - ②投稿内容の確認支援
 - ③投稿実施状況の把握及び管理
- イ. 投稿後の閲覧数、反応数、保存数、コメント状況等、成果把握に資する情報を整理・分析し、市に報告すること。

(4) その他

- ア. 上記のほか、市産品の認知度向上、風評払拭及び購買層拡大に資する独自性のある提案を妨げない。
- イ. 事業目的の達成に資する効果的な実施方法があれば、委託額の範囲内で積極的に提案すること。

7 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（Word 形式等とPDF 形式）を収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物を各2部納品
- (2) 制作物 本業務で制作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

8 納品場所

田村市産業部農林課

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に

帰属する。

- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

10 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本業務委託仕様書に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

- ①内容については、本業務委託仕様書に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。
- ②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

11 その他

本業務仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。